

診療報酬点数(本体)の改定経緯(医科)

— 平成元年消費税導入時に点数が上げられた項目の経緯 —

(単位:点)

項目	改定年度	平成元年	平成2年	平成4年	平成5年	平成6年(4月)	平成6年(10月)	平成8年	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年	
改定事由		・消費税導入 ・消費税導入による点数改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・H6.4月甲乙 点数表一本化	・医療保険制度 老人保健福祉制度 改正がらみ	・通常改定	・消費税税率アップ による改定 (3%→5%)	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定	・通常改定と消費税率アップ による改定 (5%→8%)	・通常改定	・通常改定	
改定率(全体) (%)		0.76 (本体0.11) (薬価0.65) 1ヶ月分の在庫勘案調整	1.00 (本体3.7) (薬価等▲2.7)	2.90 (本体5.4) (薬価等▲2.5)	1.40 (本体3.5) (薬価等▲2.1)	1.20 (本体3.3) (薬価等▲2.1)	1.50 (本体1.5)	0.80 (本体3.4) (薬価等▲2.6)	消費税率:0.77 (本体0.32) (薬価等0.45)	▲1.30 (本体1.5) (薬価等▲2.8)	0.20 (本体1.9) (薬価等▲1.7)	▲2.70 (本体▲1.3) (薬価等▲1.4)	▲1.00 (本体0) (薬価等▲1.0)	▲3.16 (本体▲1.36) (薬価等▲1.8)	▲0.82 (本体0.38) (薬価等▲1.2)	0.19 (本体1.55) (薬価等▲1.36)	0.00 (本体1.379) (薬価等▲1.375)	0.10 (1.36) (本体0.73 (0.63)) (薬価等▲0.63 (0.73)) カギかっこ内は消費税対応分	▲0.84 (本体0.49) (薬価等▲1.33)	▲1.19 (本体0.55) (薬価等▲1.74)	
◎診療報酬点数																					
■検査料																					
・血液化学検査																					
①5項目以上7項目以下 (前回改定対比)		195 (+5)	195 (0)	180 (-15)	180 (0)	170 (-10) ※「注」の変更	170 (0)	170 (0)	170 (0)	155 (-15) ※「注」の変更	140 (-15)	130 (-10) ※「注」の変更	120 (-10)	102 (-18)	100 (-2)	95 (-5)	93 (-2)	93 (0)	93 (0)	93 (0)	
②8項目又は9項目 (前回改定対比)		245 (+5)	245 (0)	230 (-15)	230 (0)	210 (-20) ※「注」の変更	210 (0)	190 (-20)	190 (0)	175 (-15) ※「注」の変更	160 (-15)	150 (-10) ※「注」の変更	130 (-20)	111 (-19)	109 (-2)	104 (-5)	102 (-2)	99 (-3)	99 (0)	99 (0)	
・感染症血清反応 抗ストレプトリジンO価(ASO価) (前回改定対比)		35 (+5)	30 (-5)	30 (0)	30 (0)	29 (-1)	29 (0)	29 (0)	29 (0)	25 (-4)	22 (-3)	19 (-3)	17 (-2)	15 (-2) 感染症血清反応→ 感染症免疫学的検査	15 (0)	15 (0)	15 (0)	15 (0) 項目の分割 抗ストレプトリジンO(ASO) 定性 15点 抗ストレプトリジンO(ASO) 半定量 15点 抗ストレプトリジンO(ASO) 定量 15点	15 (0)	15 (0)	
・血漿蛋白免疫学的検査 ①C反応性蛋白(定性) (前回改定対比)		40 (+5)	35 (-5)	35 (0)	35 (0)	32 (-3)	32 (0)	32 (0)	32 (0)	28 (-4)	25 (-3)	22 (-3)	19 (-3)	17 (-2)	16 (-1)	16 (0)	16 (0)	16 (0)	16 (0)	16 (0)	
②C反応性蛋白(定量) (前回改定対比)		50 (+5)	40 (-10)	40 (0)	40 (0)	36 (-4)	36 (0)	34 (-2)	34 (0)	30 (-4)	27 (-3)	23 (-4)	20 (-3)	17 (-3)	16 (-1)	16 (0) C反応性蛋白に名 称変更	16 (0)	16 (0)	16 (0)	16 (0)	
・細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下 (前回改定対比)		145 (+5)	145 (0)	算定方法変更 (消費税上乗せ分確認不能)																	
■注射料																					
・点滴回路加算 (前回改定対比)		15 (+1)	15 (0)	15 (0)	15 (0)	1.93 2.93 3.45 点滴注射所定点数(3種類)に包括して評価され、別に算定できない	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45	1.93 2.93 3.45	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.95 2.95 3.47	1.98 2.97 3.49	1.98 2.97 3.49	
・中心静脈注射回路加算 (前回改定対比)		15 (+1)	15 (0)	15 (0)	15 (0)	140 140 中心静脈注射所定点数に包括して評価され、別に算定できない	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	140 140	
■処置料																					
・人工腎臓食事給与加算 (前回改定対比)		61 (+1)	62 (+1)	63 (+1)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	63 (0)	加算廃止 (療養の一環として行われた食事以外の食事提供の場合実費徴収)									
■精神病特殊療料																					
・精神科デイケア及び 精神科ナイト・ケア食事給与加算 (前回改定対比)		46 (+1)	46 (0)	47 (+1)	47 (0)	48 (+1)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)	48 (0)
■入院料(乙表)																					
・基準寝具加算 (前回改定対比)		15 (+1)	16 (+1)	17 (+1)	17 (0)	151 ※入院環境料に包含	151 (0)	156 (+5)	160 (+4)	165 (+5)	入院基本料として組み直し(消費税上乗せ分確認不能)										
・給食料 (前回改定対比)		136 (+1)	137 (+1)	142 (+5)	142 (0)	143 (+1)	入院時食事療養費に改変(消費税上乗せ分確認不能)														
◎老人保健施設入所者基本療養費																					
(前回改定対比)		210,660円 (+660)	226,770円 (+16,110)	252,240円 (+25,470)	252,240円 (0)	264,800円 (+12,560)	I 264,800円 II 270,000円 IIが新設	I 6月以内 264,810円 6月超1年以内 254,820円 1年超 244,800円	I 6月以内 265,620円 6月超1年以内 255,630円 1年超 245,610円	※注1	介護保険へ										

※注1
 (1) 特定痴呆性老人の場合
 (一) 入所の日から起算して6月以内の期間 288,840円
 (二) 入所の日から起算して6月を超え1年以内の期間 274,440円
 (三) 入所の日から起算して1年を超えた期間 266,040円
 (2) 特定痴呆性老人以外の場合
 (一) 入所の日から起算して6月以内の期間 269,100円
 (二) 入所の日から起算して6月を超え1年以内の期間 256,440円
 (三) 入所の日から起算して1年を超えた期間 243,960円

診療報酬点数(本体)の改定経緯(医科)
一 平成9年消費税率引き上げ時に点数が上げられた項目の経緯 一

(単位:点)

項目	改定年度	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
改定事由	消費税率アップによる改定(3%→5%)	消費税率アップによる改定(3%→5%)	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定	通常改定と消費税率アップによる改定(5%→8%)	通常改定	通常改定
改定率(全体) (%)	消費税率:0.77 (本体0.32) (薬価等0.45)	▲1.30 (本体1.5) (薬価等▲2.8)	0.20 (本体1.9) (薬価等▲1.7)	▲2.70 (本体▲1.3) (薬価等▲1.4)	▲1.00 (本体0) (薬価等▲1.0)	▲3.16 (本体▲1.36) (薬価等▲1.8)	▲0.82 (本体0.38) (薬価等▲1.2)	0.19 (本体1.55) (薬価等▲1.36)	0.004 (本体1.379) (薬価等▲1.375)	0.10(1.36) (本体0.73(0.63)) (薬価等▲0.63(0.73)) カネかつこ内は消費税対応分	▲0.84 (本体0.49) (薬価等▲1.33)	▲1.19 (本体0.55) (薬価等▲1.74)	
■基本診療料													
・入院環境料 (前回改定対比)	160 (+4)	165 (+5)	入院基本料として組み直し (消費税上乗せ分確認不能)										
・特定機能病院入院診療料													
①特定機能病院であって、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た保険医療機関の場合 (前回改定対比)	1,050 (+150)	1,200 (+150)											
②①以外の特定機能病院である保険医療機関の場合 (前回改定対比)	600 (+150)	690 (+90)											
・精神療養病棟入院料													
①精神療養病棟入院料(A) (前回改定対比)	1,069 (+4)	1,100 (+31)	1,100 (0)	1,090 (-10)	1,090 (0)	1,090 (精神療養病棟入院料として一本化)	1,090 (0)	1,050 (-40)	1,061 (+11)	1,090 (+29)	1,090 (0)	1,090 (0)	
②精神療養病棟入院料(B) (前回改定対比)	759 (+4)	800 (+41)	800 (0)	600 (-200)	600 (0)	精神療養病棟入院料2に項目変更			注の変更	注の変更			
・特殊疾患療養病棟入院料													
①特殊疾患療養病棟入院料(I) (前回改定対比)	1,904 (+4)	2,000 (+96)	2,000 (0)	1,980 (-20)	1,980 (0)	1,943 (-37)	1,943 (0)	1,943 (0)	1,954 (+11)	2,008 (+54)	2,008 (0)	2,008 (0)	
②特殊疾患療養病棟入院料(II) (前回改定対比)	1,504 (+4)	1,600 (+96)	1,600 (0)	1,600 (0)	1,600 (0)	1,570 (-30)	1,570 (0)	1,570 (0)	1,581 (+11)	1,625 (+44)	1,625 (0)	1,625 (0)	
■指導管理等													
・特定疾患療養指導料													
①診療所の場合 (前回改定対比)	202 (+2)	202 (0)	225 (+23)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)
②100床未満の病院 (前回改定対比)	137 (+2)	137 (0)	147 (+10)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)
・特定疾患治療管理料													
①小児特定疾患カウンセリング料 (前回改定対比)	710 (+160)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	710 (0)	月の1回目:500 月の2回目:400 注の変更 1年を限度に月1回 ⇒2年を限度に月2回算定	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)	月の1回目:500(0) 月の2回目:400(0)
②皮膚科特定疾患指導管理料(I) (前回改定対比)	540 (+70)	550 (+10)	550 (0)	250 (-300)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)	250 (0)
■検査													
・生化学的検査(I)判断料 (前回改定対比)	120 (+10)	135 (+15)	145 (+10)	150 (+5)	155 (+5)	155 (0)	144 (-11)	144 (0)	144 (0)	144 (0)	144 (0)	144 (0)	144 (0)
・基本的検体検査判断料(I) (前回改定対比)	460 (+10)	500 (+40)	600 (+100)	630 (+30)	630 (0)	630 (基本的検体検査判断料として一本化)	604 (-26)	604 (0)	604 (0)	604 (0)	604 (0)	604 (0)	604 (0)
・基本的検体検査判断料(II) (前回改定対比)	360 (+10)	400 (+40)	500 (+100)	525 (+25)	525 (0)								
・病理診断料 (前回改定対比)	215 (+5)	240 (+25)	240 (0)	255 (+15)	255 (0)	410 (+155)	410 (0)	1 組織診断料 500 2 細胞診断料 240	1 組織診断料 400(-100) 2 細胞診断料 200(-40)	1 組織診断料 400 2 細胞診断料 200	1 組織診断料 450(+50) 2 細胞診断料 200(0)	1 組織診断料 450(0) 2 細胞診断料 200(0)	
・病理学的検査判断料 (前回改定対比)	118 (+8)	130 (+12)	138 (+8)	146 (+8)	146 (0)	146 (0)	146 (0)	150 (+4)	150 (0)	150 (0)	150 (0)	150 (0)	150 (0)
・膀胱尿道ファイバースコープ (前回改定対比)	860 (+160)	900 (+40)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	900 (0)	950 (+50)	950 (0)	950 (0)	950 (0)	950 (0)	950 (0)
■注射													
・静脈内注射 (前回改定対比)	28 (+1)	28 (0)	30 (+2)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	30 (0)	32 (+2)	32 (0)
■精神科専門療法													
・通院精神療法(診療所) (前回改定対比)	392 (+2)	392 (0)	392 (0)	初診の日:500 それ以外:370 算定方法変更	初診の日:500 それ以外:370 (0)	初診の日:500 それ以外:360 (-10)	初診日(精神保健指定医) 500 それ以外 30分以上 360 (診療所)30分未満 350	初診日(精神保健指定医) 500(0) それ以外 30分以上 400(+40) 30分未満 330(-20)※	初診日(精神保健指定医) 700(+200) それ以外 30分以上 400(0) 30分未満 330(0)	初診日(精神保健指定医) 600(-100) それ以外 30分以上 400(0) 30分未満 330(0)	初診日(精神保健指定医) 600(0) それ以外 30分以上 400(0) 30分未満 330(0)	初診日(精神保健指定医) 660 初診日60分以上 540 ハ イ又はロ以外 30分以上 400 30分未満 330	イ 措置入院を経て退院した患者 に行うもの ロ 初診日60分以上 540 ハ イ又はロ以外 30分以上 400 30分未満 330

診療報酬点数(本体)の改定経緯(医科)
— 平成9年消費税率引き上げ時に点数が上げられた項目の経緯 —

(単位:点)

項目	改定年度	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
■処置													
・眼処置 (前回改定対比)		25 (+3)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)
・耳処置 (前回改定対比)		25 (+3)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)	25 (0)
・介達牽引 (前回改定対比)		42 (+2)	42 (0)	42 (0)	項目削除	35 -	35 (0)	35 (0)	35 (0)	35 (0)	35 (0)	35 (0)	35 (0)
■麻酔													
・閉鎖循環式全身麻酔 (前回改定対比)		5,800 (+300)	5,930 (+130)	5,930 (0)	6,100 (+170)	6,100 (0)	(1)8,300 (2)6,100 算定方法変更	1. イ 24,900 □ 18,300 2. イ 16,600 □ 12,200 3. イ 12,450 □ 9,150 4. イ 9,130 □ 6,710 5. イ 8,300 □ 6,100 算定方法変更	1. イ 24,900 □ 18,300 2. イ 16,600 □ 12,200 3. イ 12,450 □ 9,150 4. イ 9,130 □ 6,710 5. イ 8,300 □ 6,100 算定方法変更	1. イ 24,900 □ 18,300 2. イ 16,600 □ 12,200 3. イ 12,450 □ 9,150 4. イ 9,130 □ 6,710 5. イ 8,300 □ 6,100 注の変更	1. イ 24,900 □ 18,300 2. イ 16,600 □ 12,200 3. イ 12,450 □ 9,150 4. イ 9,130 □ 6,710 5. イ 8,300 □ 6,100 注の変更	1. イ 24,900 □ 18,300 2. イ 16,600 □ 12,200 3. イ 12,450 □ 9,150 4. イ 9,130 □ 6,710 5. イ 8,300 □ 6,100 注の変更	1. イ 24,900 □ 18,200 2. イ 16,600 □ 12,100 3. イ 12,450 □ 9,050 4. イ 9,130 □ 6,610 5. イ 8,300 □ 6,000
■放射線治療													
・高エネルギー放射線治療 (前回改定対比)		1,100 (+100)	1回目:1,100 2回目:303 算定方法変更	1回目:1,100 2回目:303 (0)	1回目:(1)1,240, (2)1,240, (3)1,580 2回目:(1)1,310, (2)410, (3)520 算定方法変更	1回目:(1)1,240, (2)1,240, (3)1,580 2回目:(1)1,310, (2)410, (3)520 (0)	1回目:(1)1,930, (2)1,240, (3)1,580 2回目:(1)1,310, (2)410, (3)520 (0)	1回目:(1)930, (2)1,240, (3)1,580 2回目:(1)1,310, (2)410, (3)520 (0)	1回目:(1)840(+90), (2)1,320(+80), (3)1,800(+220) 2回目:(1)280(-30), (2)440(+30), (3)600(+80)	1回目:(1)840(0), (2)1,320(0), (3)1,800(0) 2回目:(1)420(+140), (2)660(+220), (3)900(+300)	1回目:(1)840(0), (2)1,320(0), (3)1,800(0) 2回目:(1)420(0), (2)660(0), (3)900(0)	1回目:(1)840(0), (2)1,320(0), (3)1,800(0) 2回目:(1)420(0), (2)660(0), (3)900(0)	1回目:(1)840(0), (2)1,320(0), (3)1,800(0) 2回目:(1)420(0), (2)660(0), (3)900(0)
■食事療養													
・入院時食事療養費													
入院時食事療養費(Ⅰ) (前回改定対比)		1,920円 (+20円)	1,920円 (0円)	1,920円 (0円)	1,920円 (0円)	1,920円 (0円)	640円 (1食毎に変更)	640円 (0)	640円 (0)	640円 (0)	640円 (0)	(1)(2)以外 640円 (2)流動食のみ 575円 入院時生活療養費(Ⅰ) 食事:イロ以外 554(1食) □ 流動食のみ 500(1食) 光熱水費:398(1日)	(1)(2)以外 640円 (2)流動食のみ 575円 入院時生活療養費(Ⅰ) 食事:イロ以外 554(1食) □ 流動食のみ 500(1食) 光熱水費:398(1日)
入院時食事療養費(Ⅱ) (前回改定対比)		1,520円 (+20円)	1,520円 (0円)	1,520円 (0円)	1,520円 (0円)	1,520円 (0円)	506円 (1食毎に変更)	506円 (0)	506円 (0)	506円 (0)	506円 (0)	(1)(2)以外 506円 (2)流動食のみ 455円 入院時生活療養費(Ⅱ) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)	(1)(2)以外 506円 (2)流動食のみ 460円 入院時生活療養費(Ⅱ) 食事:420(1食) 光熱水費:398(1日)
■老人・基本診療料(※注2)													
・老人性痴呆疾患治療病棟入院料													
①入院した日から3月以内 (前回改定対比)		1,274 (+4)	1,312 (+38)	1,312 (0)	1,290 (-22)	1 1,290 2 1,160 -	1 1,300 2 1,060 -	1 1,330 2 1,070 -	1 1,450 2 1,070 60日以内の期間に変更	1 1,461 2 1,081 31日以上60日以内の期間に変更	1 1,501(+40) 2 1,111(+30)	1 1,501(0) 2 1,111(0)	1 1,501(0) 2 1,111(0)
②入院した日から3月超 (前回改定対比)		1,174 (+4)	1,209 (+35)	1,209 (0)	1,180 (-29)	1 1,180 2 1,130 -	1 1,190 2 1,030 -	1 1,180 2 1,020 -	1 1,180 2 970 61日以上の期間に変更	1 1,171 2 961 認知症治療病棟入院基本料に 30日以内の期間が新設 注の変更	1 1,203(+32) 2 987(+26)	1 1,203(0) 2 987(0)	1 1,203(0) 2 987(0)
・老人性痴呆疾患治療病棟入院料													
①老人性痴呆疾患治療病棟入院料(A) (前回改定対比)		1,104 (+4)	1,137 (+33)	1,137 (0)	1120 (老人性痴呆疾患治療病 棟入院料1)に項目変更	1,120	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除
②老人性痴呆疾患治療病棟入院料(B) (前回改定対比)		1,074 (+4)	1,106 (+32)	1,106 (0)	1120 (老人性痴呆疾患治療病 棟入院料1)に項目変更	1,120	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除
・診療所老人医療管理料													
①診療所老人医療管理料(Ⅰ) (前回改定対比)		1,094 (+4)	1,094 (0)	14日以内:1,094 14日超:659 (診療所老人医療管理 料に一本化)	14日以内:1,080 14日超:645 (-14) 注の変更	14日以内:1,080 14日超:645 (0)	14日以内:1,080 14日超:645 (0)	14日以内:1,080 (生活療養の場合1,066) 14日超:645 (生活療養の場合631) 診療所後期高齢者医療 管理料に名称変更	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除
②診療所老人医療管理料(Ⅱ) (前回改定対比)		659 (+4)	659 (0)	14日以内:1,094 14日超:659 (診療所老人医療管理 料に一本化)	14日以内:1,080 14日超:645 (-14) 注の変更	14日以内:1,080 14日超:645 (0)	14日以内:1,080 14日超:645 (0)	14日以内:1,080 (生活療養の場合1,066) 14日超:645 (生活療養の場合631) 診療所後期高齢者医療 管理料に名称変更	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除	項目削除
■老人・指導管理等(※注2)													
・老人慢性疾患生活指導料													
①診療所 (前回改定対比)		212 (+2)	212 (0)	225 (+13)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)	225 (0)
②100床未満の病院 (前回改定対比)		137 (+2)	137 (0)	147 (+10)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)	147 (0)

診療報酬点数(本体)の改定経緯(医科)
— 平成9年消費税率引き上げ時に点数が上げられた項目の経緯 —

(単位:点)

改定年度	平成9年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
項目												
■老人・検査(※注2)												
・重点指導対象病種検体検査判断料 ハ 生化学的検査(Ⅰ)判断料 (前回改定対比)	102 (+9)	102 (0)	項目廃止									
◎(老人)訪問看護療養費(※注2)												
・(老人)訪問看護管理療養費に代表させる 訪問看護管理療養費 イ 月の初日の訪問の場合 (前回改定対比)	7,050円 (+50円)	※注3	介護保険へ									
老人訪問看護管理療養費												
1日の場合 (前回改定対比)	7,050円 (+50円)											
2日の場合 (前回改定対比)	9,950円 (+50円)											
3日の場合 (前回改定対比)	12,850円 (+50円)											
4日の場合 (前回改定対比)	15,750円 (+50円)											
5日の場合 (前回改定対比)	18,650円 (+50円)											
6日の場合 (前回改定対比)	21,550円 (+50円)											
7日の場合 (前回改定対比)	24,450円 (+50円)											
8日の場合 (前回改定対比)	27,350円 (+50円)											
9日の場合 (前回改定対比)	30,250円 (+50円)											
10日の場合 (前回改定対比)	33,150円 (+50円)											
11日の場合 (前回改定対比)	36,050円 (+50円)											
12日の場合 (前回改定対比)	38,950円 (+50円)											

※注2 H18年4月改定により老人点数表は廃止され、一般点数表によることとなった。

※注3
 イ 月の初日の訪問の場合 7,050円
 ロ 月の2回目以降の訪問の場合(1日につき) 2,900円